

～ さあ行こう その一票が 未来の一步 ～

参議院議員通常選挙 神崎町議会議員一般選挙

投票日は7月21日(日)

1人1人の1票が
大切なんじや！



任期満了による参議院議員及び神崎町議会議員の選挙を7月21日㊥投開票で執行します。
あなたの貴重な1票を自覚と責任をもって投票しましょう。

▶投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。

- ・平成13年7月22日までに生まれた方
- ・平成31年4月15日までに神崎町の住民基本台帳に登録されている方

(転入の場合は、同日までに転入の届出が済んでいる方)

※神崎町議会議員選挙については、引き続き投票日当日まで町内に住んでいることが要件となります。

▶投票時間 午前7時～午後8時

▶投票所

投票所	場 所
第1投票所	神崎ふれあいプラザ 視聴覚室
第2投票所	米沢小学校体育館

投票日に用事がある方は期日前投票を

投票日に仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭等の予定があり、投票所に行けない方は、期日前投票を行うことができます。

▶投票期間

【参議院議員通常選挙】

7月5日㊥～20日㊤までの毎日

【神崎町議会議員選挙】

7月17日㊥～20日㊤までの毎日

※告示日が違うため、期日前投票の開始日が異なりますのでご注意ください。

▶投票時間 午前8時30分～午後8時

▶場 所 役場1階小会議室

※投票所入場券をご持参ください。

▶開 票 神崎ふれあいプラザ
午後8時45分～

▶問 合 せ 神崎町選挙管理委員会
(役場総務課内) ☎㊤2 1 1 1

■病院などに入院中の方は不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)している方は、施設内で不在者投票ができます。また、町外滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。(手続きに時間がかかるため、早目に選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。)

■身体に障害のある方は郵便による投票を

▶郵便による不在者投票ができる方

- ①身体障害者手帳を持っている方のうち
 - ・両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級の方
 - ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級または3級の方
 - ・免疫、肝臓の障害が1級から3級までの方
 - ②戦傷病者手帳を持っている方のうち
 - ・両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症までの方
 - ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害が特別項症から第3項症までの方
 - ③介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方
- ▶郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」の交付申請をしてください。